

協定書

日本プロフェッショナルダンス競技連盟西部総局(以下「甲」という)と、日本競技ダンスプロフェッショナル西部選手会(以下「乙」という)は次のとおり協定を締結する。

1. 甲と乙は相互の立場を理解し、相互信頼の上に則り、友好団体として存在する。
2. 甲が主催する競技会に出場するためにプロフェッショナル登録を完了した選手は同時に乙の会員となり、その会員としての義務を果たさなければならない。
3. 甲は毎年継続的に競技会を開催し、乙の会員が活躍できる機会を提供する。
4. 乙は会員に対して甲が開催する競技会への出場を促し支援することによって、甲の発展に寄与する。
5. 甲乙双方とも、その活動及び経理その他の運営はそれぞれ独自に行い、無用の干渉等を行ってはならない。
6. 上記のほか諸問題が生じたときは、相互の立場を尊重し、その都度協議を行うものとする。

令和5年 4月12日

日本プロフェッショナルダンス競技連盟西部総局 局長

木下 勝彦

日本競技ダンスプロフェッショナル西部選手会 会長

池澤 大輔